

昨年度の在欧スーパーマーケットの調達慣行調査のフォローアップと今年度のEU有機規制調査のご説明

2026年7月8日

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

目次

1.昨年度の在欧スーパーマーケットの調達慣行調査のフォローアップ	p. 2
2.今年度のEU有機規制調査の概要	p. 8
3. EU有機規制の全体像	p. 13
4.現行の有機規則	p. 15
5.改正規則案	p. 22
6.今後の調査のタイムライン・ご協力依頼	p. 30

昨年度の在欧スーパーマーケットの 調達慣行調査のフォローアップ

昨年度の調査の概要

▶ 調査の概要

- ▷ 欧州のスーパーマーケットは、独自の調達慣行規定を持ち、サプライヤーに対してサステナビリティ関連要件を課しているところ、欧州のスーパーマーケットと取引を行う日本企業としては、このようなスーパーマーケットの要求を適切に把握し、対応することが重要である。そこで、スーパーマーケットへの販路拡大を狙う日本企業がどのようなサステナビリティ要求に直面し、それをどうクリアしていくかについて、文言上及び実態上の調査を行った。

▶ 調査結果のポイント

- ▷ 包装や食品廃棄物などの項目について、EUの関連規制と比べてタイムラインの前倒し、あるいは内容がより具体的又は広範な要求が課されている傾向がある。
- ▷ スーパーマーケットによって、各トピックの要件の重さには強弱があるものの、いずれのスーパーマーケットにおいても、動物福祉や水産物については特に先進的な取り組みを行っている。
- ▷ スーパーマーケットによっては、脱炭素や栄養、食品添加物といったテーマにおいても独自の要件を課している。
- ▷ いずれのスーパーマーケットにおいても、履行確保にあたっては、民間認証が広く活用されている。

※ 詳細は、昨年度の調査レポートをご参照ください。

本体 : <https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/platform-402.pdf>
 別紙 : <https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/platform-403.pdf>

調査結果のアップデート- まとめ

- ▶ 調達要件の一部は、「目標」から「必須要件」「選定基準」に格上げ
 - ▷ TESCOでは、達成済み目標をSourcing Policyに組み込み、cage-free、認証取得、森林破壊対応等を必須化
 - ▷ REWEも、2026年以降、SBTiコミットメントをサプライヤー選定基準として考慮
- ▶ 森林破壊・脱炭素・包装が3社共通の重点分野に
 - ▷ EU規制対応：EUDR対応としてのDD実施・ジオロケーションデータの提出、PPWR対応として包装材・包装仕様の適合管理を要求
 - ▷ 英国規制対応：TESCOでは、Red-Amber-Green（RAG）システムの強化、UK Deposit Return Scheme（DRS）・Extended Producer Responsibility（EPR）への対応
 - ▷ 自主基準：SBTi/Net Zero、認証取得、再生農業等を、各社独自の調達要件として具体化
- ▶ 健康・栄養政策/食の転換も、調達・販売戦略上の重要テーマとして浮上
 - ▷ TESCOでは、今後策定される英国の「10カ年健康計画」を踏まえ、販売商品の健康性に関する新基準への対応を見据えた取組を推進
 - ▷ Carrefour・REWEも、植物由来食品やFood Transition関連の目標を設定
- ▶ 執行・監査の厳格化
 - ▷ Carrefourは社会監査の100%実施、倫理憲章の執行可能性を明確化
 - ▷ TESCOも、認定監査機関を絞り込み、監査品質を強化

調査結果のアップデート - TESCO

- ▶ 既に達成した目標については、Sourcing Policyに組み込み、必須要件に格上げ
 - ▷ 必須化された要件の例：cage-free（卵）、LEAF Marque（生鮮食品）、MSC認証（ツナ）、vDCF（パーム油、FSC/PEFC認証（紙・木材）
 - ▷ 未達分（大豆vDCF、食品廃棄50%削減等）は、2030/2035/2050年の長期目標へ再編
- ▶ 森林破壊、脱炭素、包装に関する取組を強化
 - ▷ 森林破壊：**EUDR対応支援を調達要件として明示**、農場ジオロケーションデータ提出が必須化
 - ▷ 脱炭素：トップ50サプライヤーに**SBTi検証済Net Zero設定を要請**
 - ▷ 包装：Red-Amber-Green（RAG）システムの強化、UK Deposit Return Scheme（DRS）・Extended Producer Responsibility（EPR）への対応
- ▶ Tesco認定監査機関を絞り込み、監査の品質を厳格化
- ▶ 今後策定される「10カ年健康計画」の一環として、スーパーマーケットを含む大手小売業者に対し、販売される商品の内容をより健康的なものにするための新たな基準が設定される予定で、**健康・栄養政策への取組**も積極的に行う方針

調査結果のアップデート - REWE

- ▶ 昨年度までの各調達要件の項目は概ね維持
- ▶ 一方で、脱炭素、人権、森林破壊・生物多様性、包装、動物福祉、タンパク質戦略に関して取組の強化が見られる
 - ▷ 脱炭素：2025年以降、自社ブランドの全てのサプライヤーに対し、**SBTiへのコミットメントの提出を要請**。2026年以降はこれをサプライヤーの選定基準として考慮
 - ▷ 人権：苦情処理メカニズムを通じた人権DDの運用を強化。さらに、所得格差の解消や生活賃金の支払い確保に関する取組を重視
 - ▷ 森林破壊・生物多様性：**EUDRの適用開始に備え、DDプロセスの構築**を継続。また、調達決定に際して**生物多様性への配慮を重視**（農薬成分に対する規制の強化、PFAS関連物質に関する管理、「Food for Biodiversity」といった生物多様性に焦点を当てたイニシアチブへの継続的な関与等）
 - ▷ 包装：**PPWRの適用開始に向け、社内プロセス及びサプライチェーンの適合を要求**
 - ▷ 動物福祉：2030年までに生鮮牛肉、鶏肉、七面鳥肉、豚肉、ならびに飲用牛乳を、少なくとも飼育レベル3に転換する。さらに、2026年までに自社ブランドの生鮮鶏肉の30%が、少なくとも飼育レベル3を満たすことを要求。また、より高い福祉水準の調達プログラムの拡大や、新しい飼育分類システムの導入等、動物福祉に関する取組を強化。
 - ▷ タンパク質戦略：2035年までに植物由来の食品の調達量を、食品ラインナップの60%に引き上げる

調査結果のアップデート - Carrefour

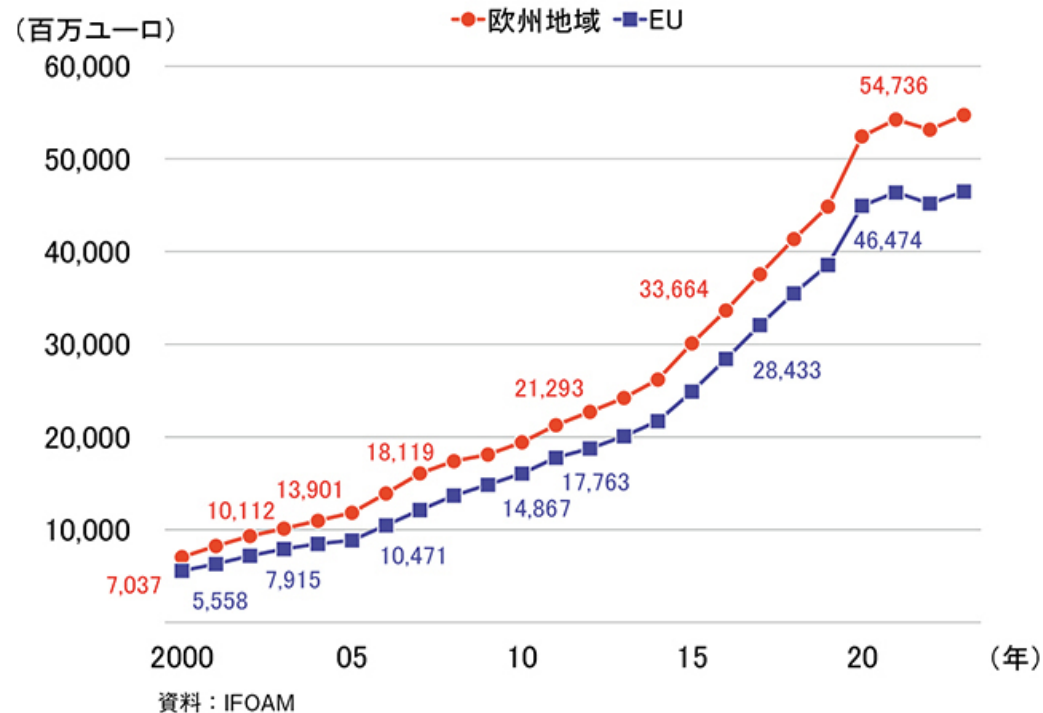
- ▶ 昨年度までの各調達要件の項目は概ね維持
- ▶ 執行面の強化
 - ▷ Carrefourブランド製品を製造する工場について初回の“社会監査”を100%実施
 - ▷ サプライヤー向けの倫理憲章について、執行可能であることを明確化（是正措置／アクションプランを優先し、契約解除は最終手段）
- ▶ 内容面では、特に脱炭素（CO2データ提出）、包装、持続可能な漁業について強化の方向
- ▶ 2030年に向けた戦略目標としては、下記の項目が追加
 - ▷ Food Transition：2030年までに、organic / certified sustainable productsの売上を€8.5bn、plant-based productsの売上を€1bnに引き上げる
 - ▷ 包装：2030年までに削減・量り売り・再利用の3目標を実施。輸送用包装の50%を再利用可能にする
 - ▷ 気候変動：2030年までに15のサプライチェーンがnature/climate transition plan、100のサプライヤーが再生農業にコミット
 - ▷ 廃棄物：食品廃棄物60%削減（2016年比）、店舗の非回収廃棄物10%削減（2024年比）※50%から引上げ

2 | 今年度のEU有機規制調査の概要

欧州の有機製品市場の状況

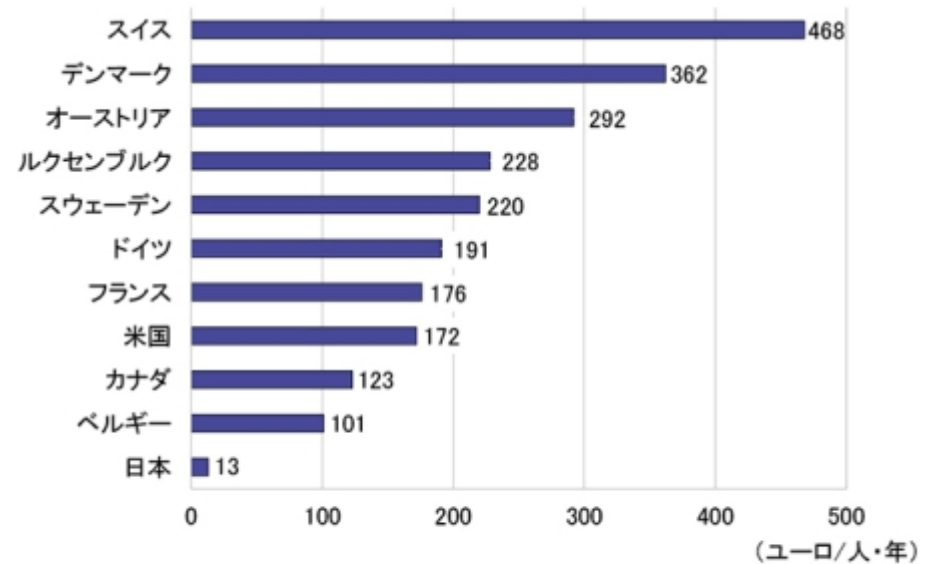
- ▶ 欧州の有機製品市場は拡大中。過去約10年間に約2倍。2023年時点で、米国（590億ユーロ）に次ぐ第2位（465億ユーロ）。市場規模ではドイツ、フランスが牽引。

図4 欧州およびEUの有機製品小売販売額の推移



出典：alicウェブサイト

- ▶ 有機製品の一人当たりの年間消費額を見ると、世界平均の17ユーロ（3057円）に対し、1位スイス：468ユーロ（8万4151円）、2位デンマーク：362ユーロ（6万5091円）、3位オーストリア：292ユーロ（5万2505円）と欧州諸国が上位7位までを独占している（図5）。なお、日本は13ユーロ（2338円、2022年）である。



資料：IFOAM

注：日本は2022年の数値。

出典：alicウェブサイト

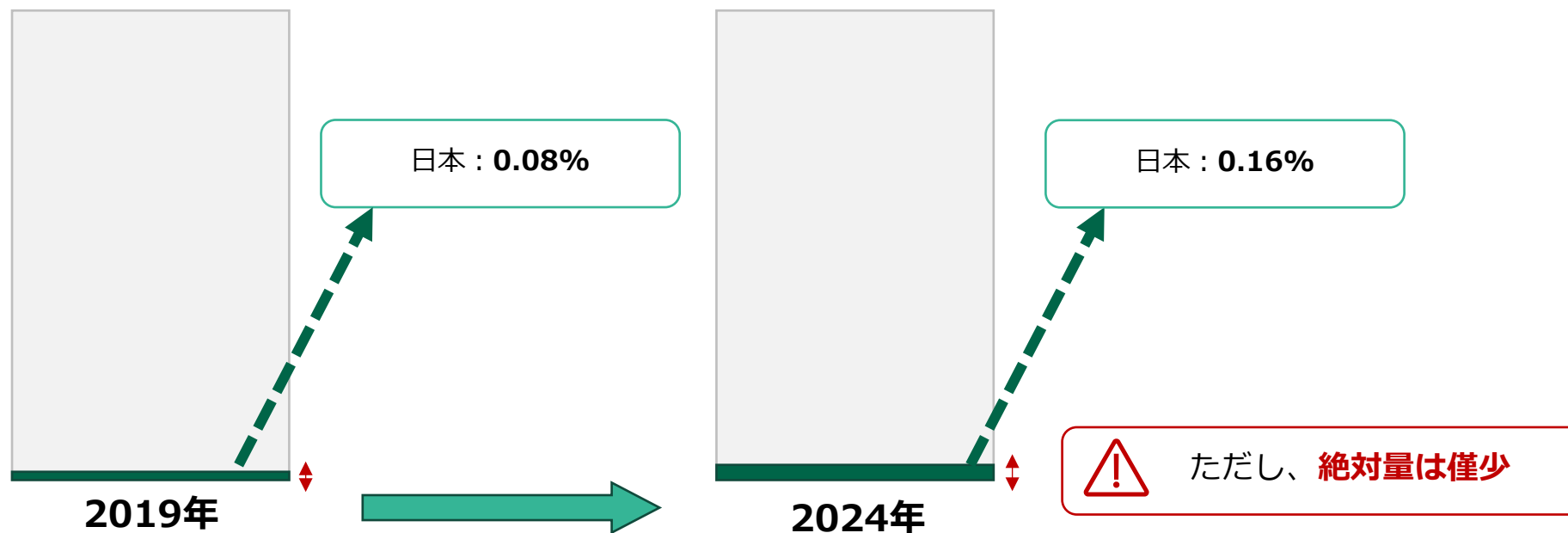
EUへの有機食品の輸出量の推移

- ▶ 2019年から2024年にかけて、日本からEUへの有機食品の輸出は大幅な増加傾向にあり一定の勢いが見られる一方で、絶対量としては限定的な水準にとどまっており、日本食品のプレゼンス拡大の余地は大きい。



数量ベースでは**46.4%増**、EUに輸入される域外産有機食品に占める日本のシェアは**2倍に**

EUに輸入される域外産有機食品に占める日本産有機食品の割合



日本政府による日本産有機食品の輸出拡大支援

- ▶ 日本政府としても、有機同等性に関するEUとの交渉を継続的に行い、有機食品の輸出拡大を制度的に後押ししている。
- ▶ また、農水省が2025年度に策定した農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の一環として、「海外の消費者が求める有機食品等へのニーズに戦略的に対応していく」方針
- ▶ その他、農林水産物・食品輸出支援策として、有機JAS認証の取得、有機食品の輸出に向けた商談支援なども行っている。

有機酒類や有機畜産物が輸出可能になります！

Tweet 印刷

令和7年5月15日
農林水産省

～EU加盟国との有機同等性の範囲が拡大～

2025年5月18日（日曜日）から、有機JAS認証を受けた有機酒類、有機畜産物及び有機畜産物を原料とした有機加工食品について、有機（organic）と表示して、EU加盟国へ輸出できるようになります。これにより、有機日本酒等が日本から輸出されることが期待されます。

また、EUの制度による認証を受けた有機酒類等の輸入については、2025年5月16日（金曜日）から、JAS制度に基づき「有機」と表示することができます。

38 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業（R7補正）

生産者	食品業者全般
食品製造者	流通関係者 その他

こんな方に
オススメ

✓ 輸出に向けて、有機JAS認証、GAP等認証の取得や商談の取組を行いたい方

支援の対象

都道府県等

事業者

生産者

団体

左記以外
(構成員に事業者又は生産者
を含む協議会)

事業の概要

有機食品やGAP等認証農産物の輸出拡大に向け、有機JAS認証の取得、有機食品の輸出に向けた商談、商品開発、機械等のリース導入、GAP等認証の取得、GAP等認証農産物の輸出に向けた商談、機械等のリース導入に対して支援します。

予算額：45百万円の内数
補助率：認証取得及び機械リースに係る支援については1/2以内
商談及び商品開発に係る支援については定額

主な要件

- 共通
以下の成果目標のいずれかに取り組むこと（新たに認証農産物・食品の輸出に取り組むこと／認証農産物・食品の輸出額又は輸出量を105%以上にする／商談会に1回以上出展し、事業実施期間中に輸出に向けた具体的な計画を策定すること）
- 既に認証を取得している者
・商談の取組を必ず実施すること
・輸出実績のない国への輸出に取り組むこと
- 認証を取得していない者
・認証取得の取組を必ず実施すること

お問い合わせ先・詳細

- 有機JAS認証取得について
農産局 農業環境対策課 有機農業推進班
直通電話：03-6744-2494
- GAP等認証取得について
農産局 農業環境対策課 GAP推進グループ
直通電話：03-6744-7188

【HP】
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/yosan.html>



輸出に向けた規制・認証に対応したい

本調査の目的

- ▶ 欧州の有機食品市場は拡大を続けており、有機食品に対する需要及び関心は引き続き高い。
- ▶ 日本からEUへの有機食品の輸出も近年増加傾向にあり、一定の勢いが見られる一方で、絶対量はなお限定的であり、日本食品のプレゼンス拡大の余地は大きい。
- ▶ 特に、サステナビリティへの関心が高い消費者層に訴求する上では、有機認証は重要な要素となる。もっとも、EUでは有機食品規制の見直しが進んでおり、日EU間の有機同等性認定の運用や、ユーロリーフロゴの使用条件等を含む制度動向を正確に把握することが、今後の輸出拡大にあたり重要となる。
- ▶ そこで、本プロジェクトでは、**EUにおける有機食品規制の内容及び運用実態を整理**するとともに、**日本産有機食品の欧州市場への展開・拡大にあたって実務上のハードルとなりやすい点を把握し、日本企業がとりうる対応の方向性を明らかにする**ことを目的とする。具体的には、以下の点を中心に調査・分析を行う。
 - ▷ EUにおける有機食品規制の最新動向
 - ▷ 欧州における有機食品卸売・小売業者のサステナビリティに関する調達慣行
 - ▷ 日本の規制（JAS法等）との差分

3 | EU有機規制の全体像

日本の有機食品にかかるEU規制の全体像

Step 1 : マーケットアクセス
に関する規制



Step 2 (場合によっては) :
食品固有の規制



Step 3 : 「有機食品として」
輸出するための規制

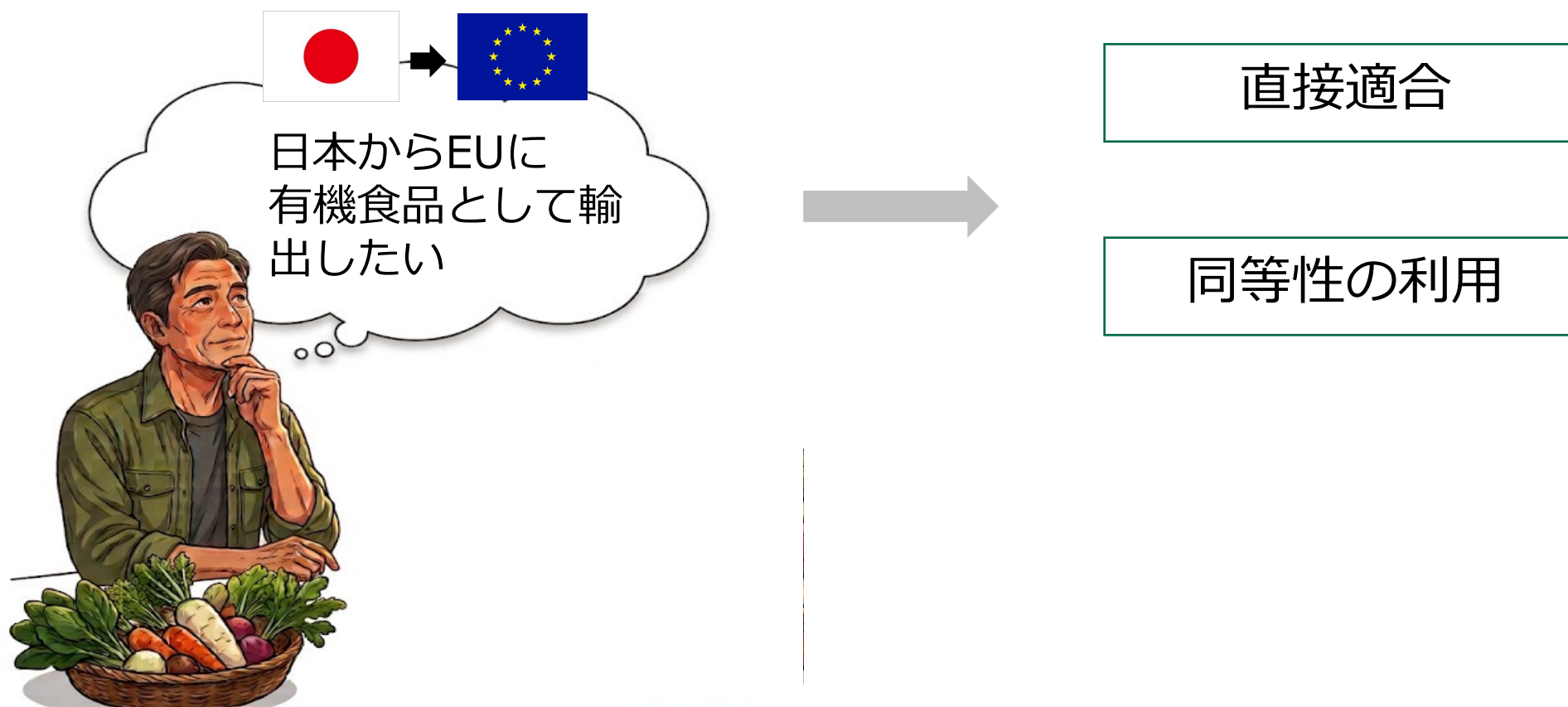
- ▶ 食品法規制
- ▶ 衛生・植物検疫規制
- ▶ 横断的サステナビリティ規制ほか

- ▶ [\(EU\) 2018/848](#)がコアフレームワークを提供
- ▶ 下位に実施規則・委任規則

改正の動向も

4 | 現行の有機規則

現行の有機規則





非常に詳細な生産規則

- ▶ 有機生産の目的及び原則（第2章）
- ▶ 有機生産に関する一般的な生産規則（第3章）
 - ▶ 用途（例：有効成分、肥料、添加物）毎に、**使用可能な製品・物質のリスト**が存在
 - ▶ その他、遺伝子組み換え製品の使用禁止（第11条）など
- ▶ 製品カテゴリー固有の規則（附属書Ⅱ）
 - ▶ 事業者は、まず、**どの製品カテゴリーに該当するか**を特定する必要がある
 - ▶ 付加的な要件もあるため注意（例：動物福祉）
- ▶ 収集、包装、輸送及び保管の条件（附属書Ⅲ、第28条第1項）
 - ▶ 認可されていない製品又は物質による汚染や、
有機製品、転換期間中の製品及び非有機製品の**混在を防ぐための予防措置**など

ANNEX V

Authorised products and substances for use in the production of processed organic food and of yeast used as food or feed

PART A

Authorised food additives and processing aids referred to in point (a) of Article 24(2) of Regulation (EU) 2018/848

SECTION A1 – FOOD ADDITIVES, INCLUDING CARRIERS

The organic foodstuffs to which food additives may be added are within the limit of authorisations given in accordance with Regulation (EC) No 1333/2008.

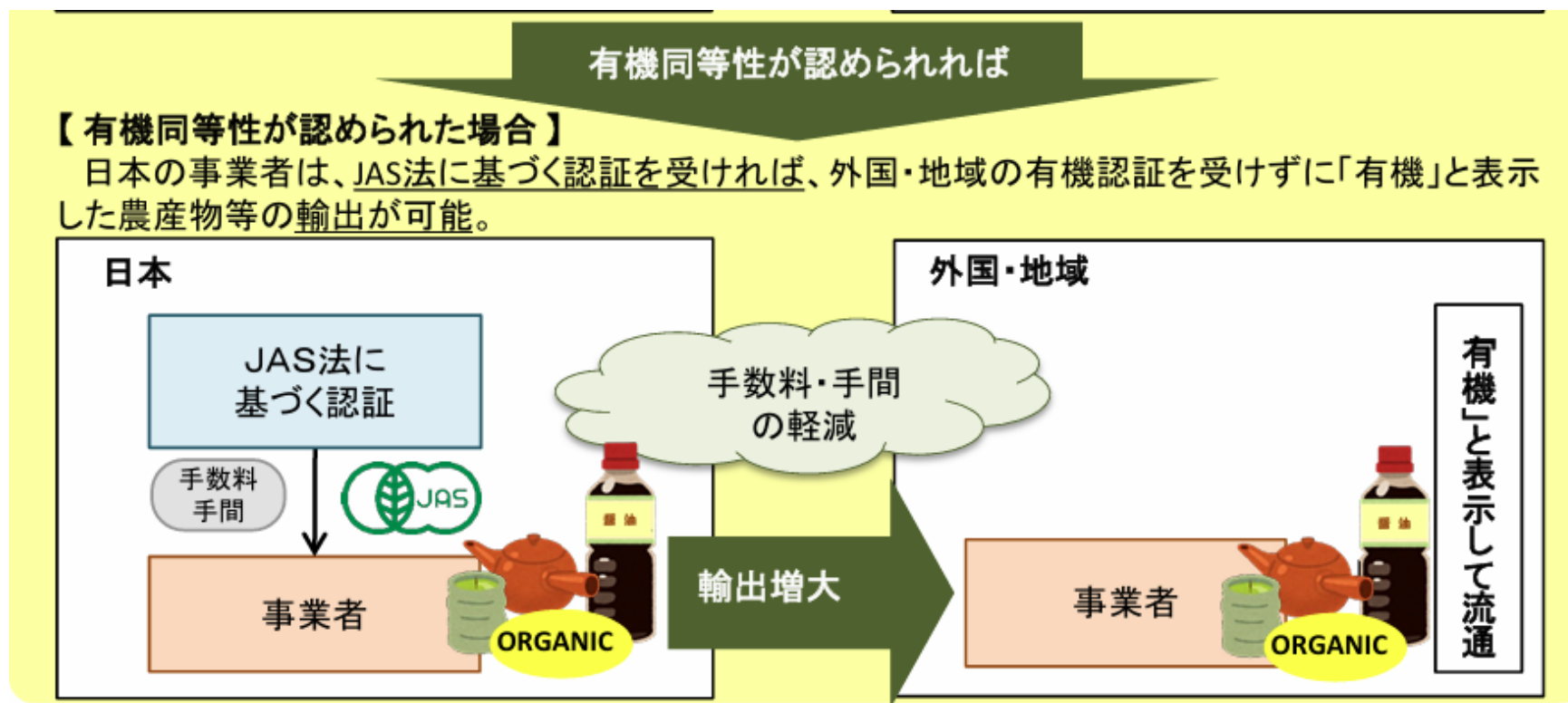
The specific conditions and restrictions set out here are to be applied in addition to the conditions of the authorisations under Regulation (EC) No 1333/2008.

For the purpose of the calculation of the percentages referred to in Article 30(5) of Regulation (EU) 2018/848, food additives marked with an asterisk in the column of the code number shall be calculated as ingredients of agricultural origin.

Code	Name	Organic foodstuffs to which it may be added	Specific conditions and limits
E 153	Vegetable carbon	edible cheese rind of ash goat cheese Morbier cheese	
E 160b(i)*	Annatto hixin	Red Leicester cheese Double Gloucester cheese Cheddar Mascarpone cheese	
E 160b(ii)*	Annatto norixin	Red Leicester cheese Double Gloucester cheese Cheddar Mascarpone cheese	
E 170	Calcium carbonate	products of plant and animal origin	shall not be used for colouring or calcium enrichment of products

[Implementing regulation - 2021/1165 - EN - EUR-Lex](#)

... EUが有機食品の生産基準や管理基準が同等であるとみなした第三国で生産されている食品が、
第三国の有機食品検査認証（日本であればJAS法に基づく認証）を持つ場合、**有機食品として、EUに輸出することを可能とする制度**



現行の有機規則 ②同等性の利用

▶ 同等性を利用するためには

①（前提）**対象産品**に含まれる

- ▶ 有機農産物
- ▶ 有機畜産物
- ▶ 有機加工食品（酒類を含む、有機藻類加工食品を除く）

② **JAS法に適合** → 有機JAS登録認証機関※1で認証を受ける

③ （輸出毎に）当該製品が有機JAS規則に適合している旨の**検査認証（COI）**を受ける

.... 事業者は、②の際、EU向けにCOIを登録可能な発行可能な有機JAS登録認証機関※2を選択することで、COIの発行を受けることができる。

※ さらに、外国のロゴを使用するためには、事業者は、JAS法上の要件として、④**外国格付表示業者の認証**を取得する必要がある。一方、外国のロゴを使用しない場合には、認証不要。

※1 https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_certification_organization.html

※2 [COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION \(EU\) 2025/883](#)

現行の有機規則 ②同等性の利用

▶ 同等性を利用すると...

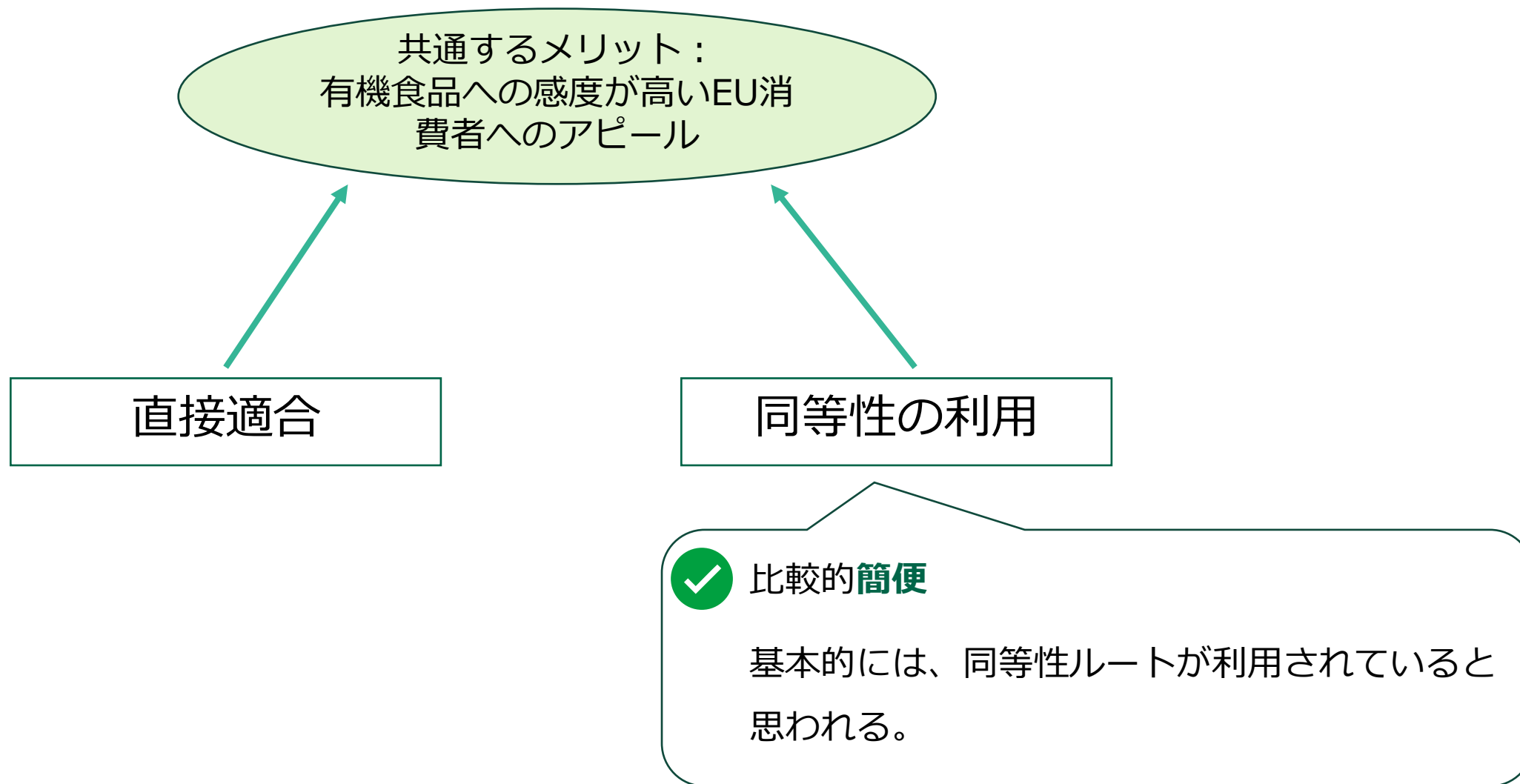
裁判例（C-240/23 Herbaria Kräuterparadies II）



一般的な実務運用と乖離

→ 改正規則案へ

直接適合⇔同等性の利用



5 | 改正規則案

改正規則案（概要）

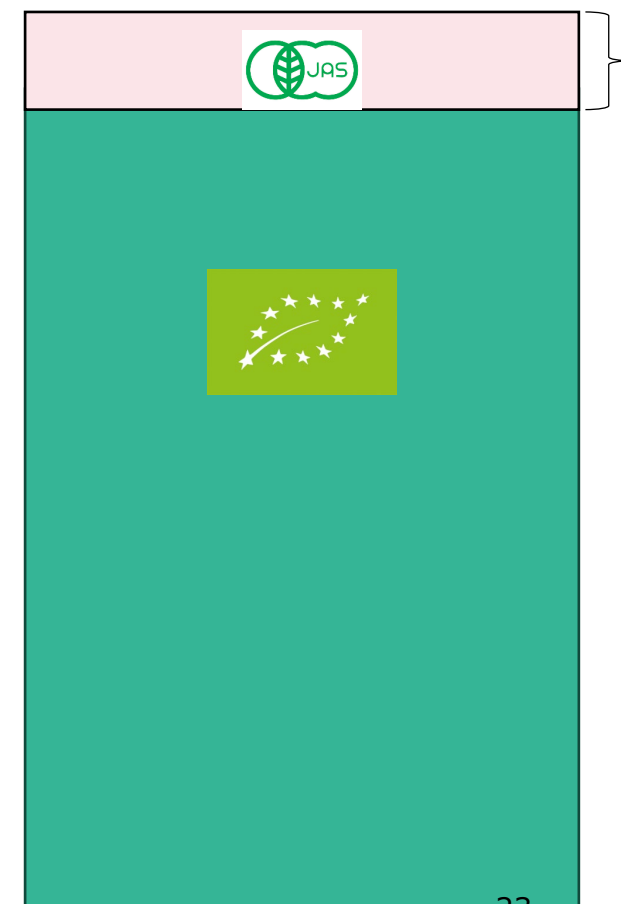
✓ 同等性認証の効果을再定義

▶ 裁判例の判断を緩和する方向



✓ 加工食品の原材料としての使用も一部緩和（「5%ルール」）

▶ その他：同等性認証**制度自体の延長**（2036年12月31日まで）など



改正規則案の論点①-a. 同等性認証の効果을再定義



JASマーク
(改正案Art.30)



言葉の使用
(改正案Art.30)

裁判例上  →  に



ユーロリーフ

JAS規格への適合に加え、
EUの補完要件への適合が必要
(改正案Art.33(1)b)

裁判例上  →  に

改正規則案の論点①-b. 「補完要件」とは

- ▶ 同等性認証品がユーロリーフをつけるためには、4つの「補完要件」に適合



- ▶ ①水耕栽培の禁止
- ▶ ②家畜の繋留隔離の原則禁止
 - ▶ 疫病、労働者の安全、動物福祉に資するなど細かな例外付き
- ▶ ③動物輸送：強制のための電気刺激等苦痛の禁止、アロパシー系鎮静剤の禁止
- ▶ ④ミネラル、ビタミン、アミノ酸及び微量栄養素等の原則禁止
 - ▶ 使用が義務付けられる場合、乳児用ミルクの特殊な要件など、細かな例外付き

**JAS規格への適合に加え、
EUの補完要件への適合が必要**

日本事業者への負担は
限定的？

改正規則案（概要）

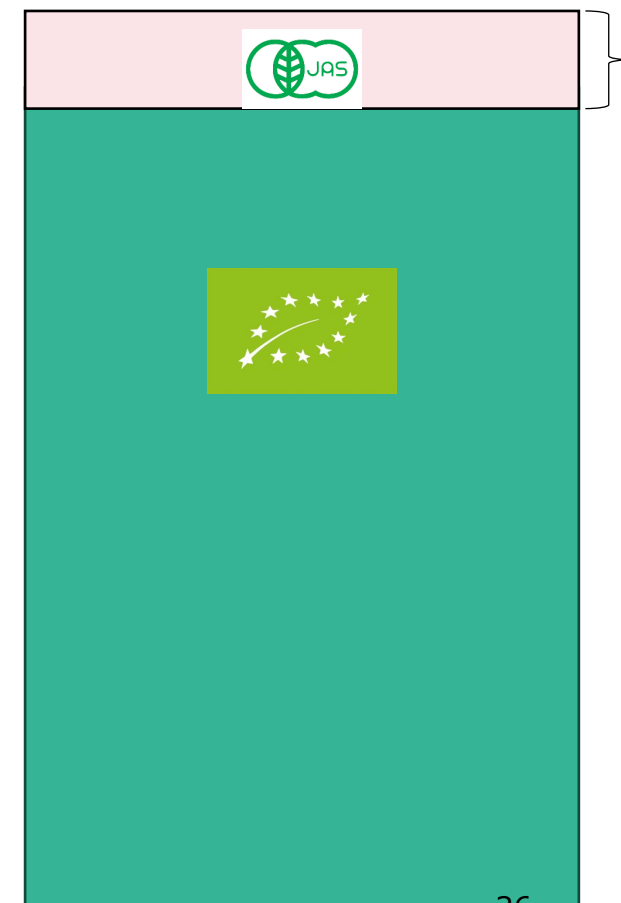
✓ 同等性認証の効果을再定義

▷ 裁判例の判断を緩和する方向



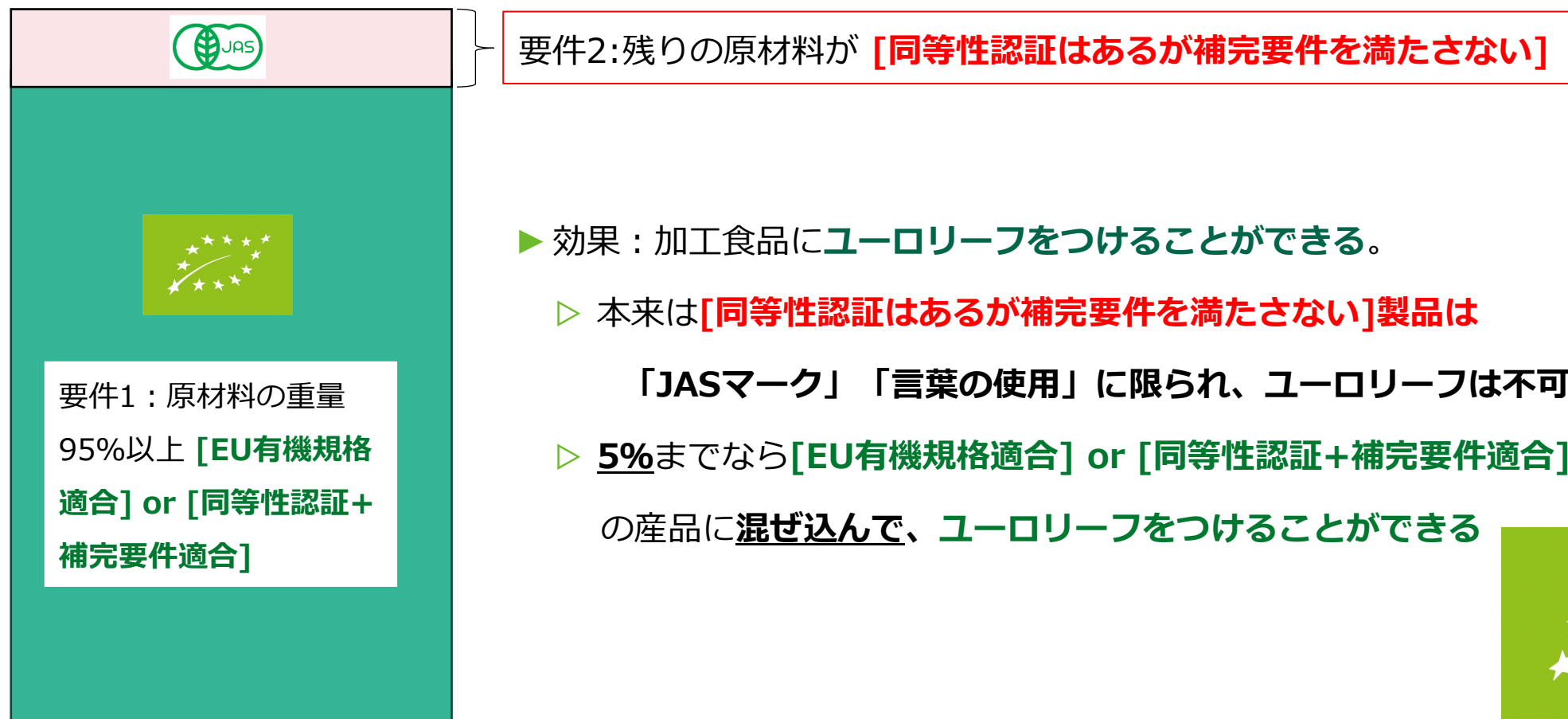
✓ 加工食品の原材料としての使用も一部緩和（「5%ルール」）

▶ その他：同等性承認**制度自体の延長**（2036年12月31日まで）など



改正規則案の論点② 5%ルール

- ▶ EU域内で加工される加工食品がユーロリーフをつける際の要件緩和ルール

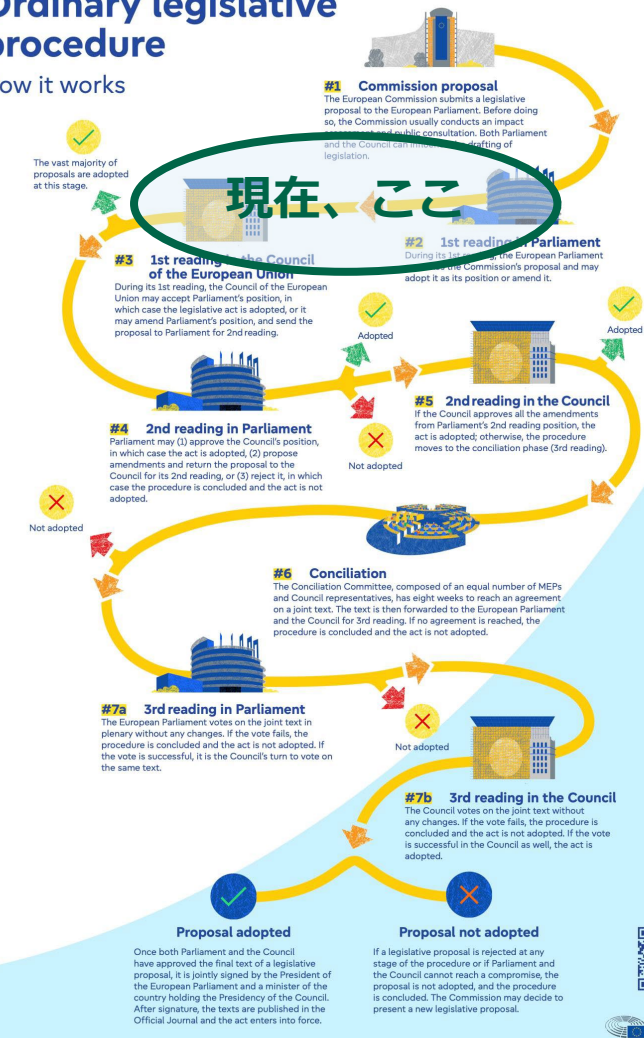


改正規則案のタイムライン

- ▶ 欧州議会修正案待ち。その後三者協議。2026年12月31日までの成立・発効を目指す。
- ▶ ポイント1：「コミッション」「EU理事会」「欧州議会」三者の妥結
 - ▷ コミッション：法案提出者
 - ▷ EU理事会：General Approach(基本的な交渉方針)を公表済
 - ▷ 欧州議会：農業小委員会(AGRI)で修正案を審議中
 - ▶ **早期成立への意思と妥協点さえまとまれば、Trilogue(三者協議)で一気に成立へと進む可能性がある**
- ▶ ポイント2：実務的リミット
 - ▷ 改正案には「現行法のままだと同等性認証制度自体が 2026年限りで失効する」ことを前提に、制度自体を延長する条項が含まれる
 - ▶ コミッションは改正案で **“urgent”** と強調
 - ▷ **2026年12月31日の失効前**に成立・発効させる実務的メリット

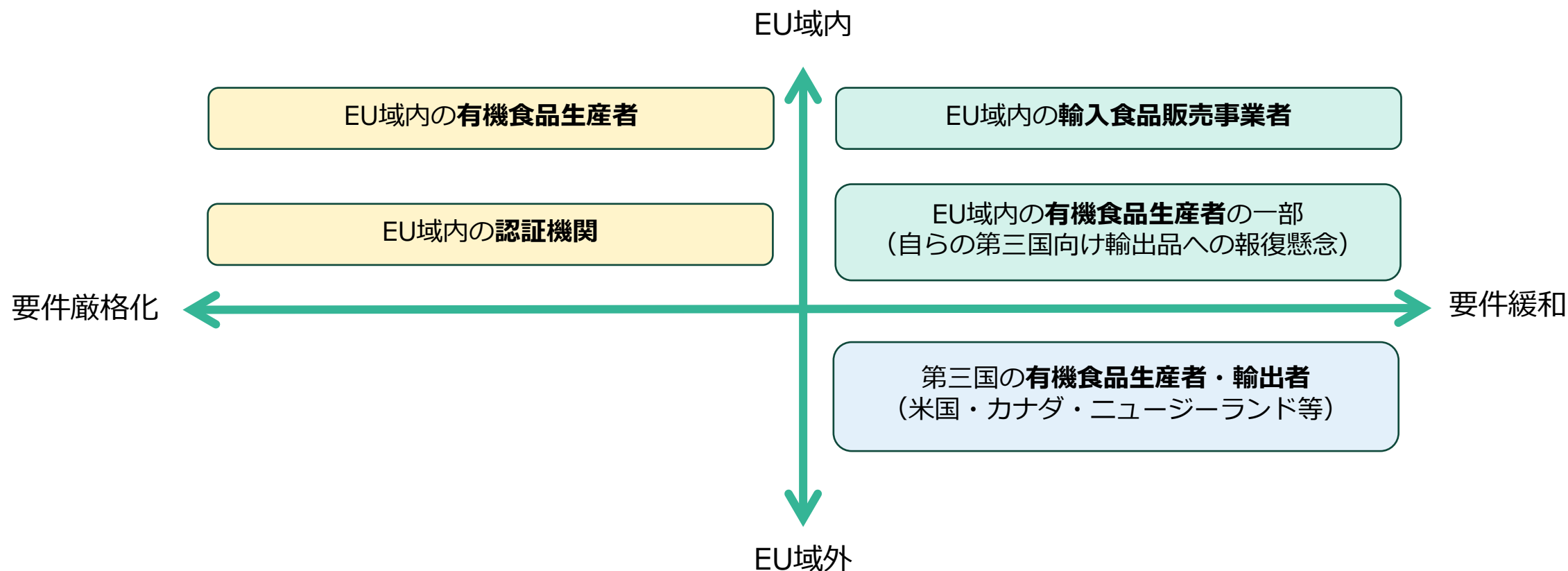
Ordinary legislative procedure

How it works



改正規則案に対するステークホルダーの反応

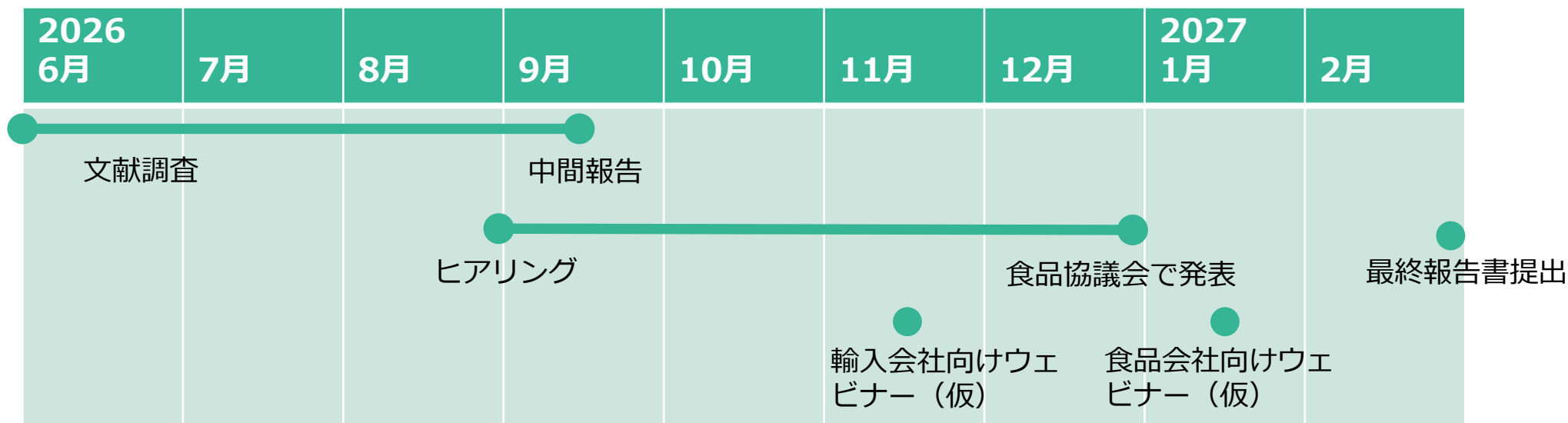
- ▶ 欧州委員会は改正規則案公表後にパブリックコンサルテーションを実施（フィードバック：217件）
- ▶ ユーロリーフの使用のための補完要件については、**第三国ステークホルダーから幅広い反発**が見られる一方で、**EU域内ステークホルダーは立場によって温度差**がある



6 | 今後の調査のタイムライン・ご協力依頼

調査のタイムライン

- ▶ 文献調査を2026年8月末までを目処に行い、EU有機規制の制度調査及び運用調査に関する中間報告を行う。
- ▶ 欧州で有機食品を取り扱う卸売・小売業者や、有機食品の欧州市場進出・拡大を狙う日本の食品会社等へのヒアリングを2026年9月以降順次行う。
- ▶ 2026年12月開催予定の食品協議会にて成果発表を行い、最終報告書は2026年2月中に提出。
- ▶ EUの規制動向と実務上の留意点を広く還元するため、在欧の日本食品輸入会社向けのウェビナーを2026年11月半ば頃、日本の食品会社（製造者）向けのウェビナーを2027年1月頃に実施予定（いずれも時期は現時点の想定）。



ご協力依頼事項

- ▶ EUにおける日本産有機食品の流通実態及び実務上の課題を把握するため、日本の食品事業者へのヒアリングを予定しています。
- ▶ ぜひ皆様のお声をお伺いしたく、ご協力いただけますと幸いです。

(特にお伺いしたい事項)

- ▷ 欧州の有機食品市場に関心があるか。
- ▷ 欧州の卸売・小売業者に対し、有機食品を卸しているか。
- ▷ 欧州に有機食品を流通させるに当たり、特に苦労している点は何か。
- ▷ EUの有機関連規制のうち、特に関心又は懸念を有しているものは何か。

